

学校法人浪商学園 役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浪商学園の寄附行為第42条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者で、職員の身分を有していない者をいう。
- (3) 職員の理事とは、学園の職員としての給与を支給している役員をいう。職員が理事となった場合は、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員、職員の理事以外の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

この役員の報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。

- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬及び賞与を支給する。理事長、専務理事、常務理事については退任慰労金を支給する。
- (2) 職員の理事 役員としての報酬等は支給しない。ただし、理事として特別の任務を委嘱された者については、理事会の決定により報酬を支給することができ、その場合は、第5条の賞与を支給する。
- (3) 非常勤の役員 報酬を支給する。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

2 職員の理事、非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(賞与の算定方法)

第5条 常勤の役員、職員の理事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏期賞与 報酬月額の1か月分
- (2) 冬期賞与 報酬月額の2か月分

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤の役員のうち、理事長、専務理事、常務理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 常勤役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第7条 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、常勤役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、1年未満の端数は支給しない。

3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次の各号に掲げる在任期間とそれに応じた割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

退任時報酬月額×{勤続年数支給乗率+功績乗率(対象期間×係数)}

4 前項の係数は、理事長 2.0、専務理事・常務理事 1.0 とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

(1) 報酬 毎月 20 日 (ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後 3 か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。職員の理事として特別の任務を委嘱された者も同様とする。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土日、祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1、第 2

別表第 1(第 4 条第 1 項関係)

常 勤 の 役 員 の 報 酬 額

号俸	理事長	専務理事	常務理事	理事	監事
1	月額 100 万円	月額 90 万円	月額 80 万円	月額 60 万円	月額 60 万円
2	月額 105 万円	月額 95 万円	月額 85 万円	月額 65 万円	月額 65 万円
3	月額 110 万円	月額 100 万円	月額 90 万円	月額 70 万円	月額 70 万円
4	月額 115 万円	月額 105 万円	月額 95 万円	月額 75 万円	月額 75 万円
5	月額 120 万円	月額 110 万円	月額 100 万円	月額 80 万円	月額 80 万円

別表第 2(第 4 条第 2 項関係)

常 勤 の 役 員 以 外 の 役 員 の 報 酬 額

職 員 の 理 事	無 報 酬(職員としての給与のみ支給)	
	理事会の決定により、理事として特別の任務を委嘱された者 月額の上限 10 万円	
非常勤の役員	理事会等会議への出席	日 額 4 万円

学校法人浪商学園 評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浪商学園の評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給及び算定方法)

第2条 評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、学内評議員及び兼務役員には支給しない

(1) 評議員会等会議への出席 日額20,000円

(2) その他 理事長の要請により職務執行の都度定める

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、前条の職務執行があった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(費用)

第4条 評議員が第2条の職務執行をした場合は、その都度実費相当額の旅費を支給する。

2 評議員としての職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(細則の制定)

第5条 理事長は、この規程について必要と認めた場合は、細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。